

参考1 幹事会に対する意見等一覧 西部建設事務所管内【東ブロック】

1. 協議事項

○令和4年度の取組状況について【資料1】

	意見・質問等	事務局の回答・対応
西部建設 呉支所	資料2のP.10以降「VI概ね5年間で実施する主な取組」の記載との整合が図られていない。	資料の修正を行いました。
西部建設 東広島支所	7枚目の資料の題目は『2. 水防活動の効率化、水防体制の強化』③河川管理者等による堤防の点検・監視の実施に当たるのではないのでしょうか。	

○広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針【資料2】

	意見・質問等	事務局の回答・対応
西部建設 呉支所	時点修正されていない箇所が見られる。	資料の修正を行いました。

○規約の改正について【資料3】

	意見・質問等	事務局の回答・対応
	意見なし	

2. 報告事項

○要配慮者利用施設避難確保計画の進捗状況について【資料4】

	内容	事務局からの回答
	意見なし	

3. その他

	意見・質問等	事務局の回答・対応
	意見なし	

広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針の実施状況について【西部建設事務所管内(東ブロック)】

1 取組方針の取組事項について
令和4年度の実施状況及び令和5年度以降の予定について記載してください。

取組事項		実施時期	実施主体	R4の取組状況							R5以降の取組予定							備考			
項目	取組内容			広島県	呉市	竹原市	東広島市	大崎上島町	気象台	東広島支所	呉支所	広島県	呉市	竹原市	東広島市	大崎上島町	気象台		東広島支所	呉支所	具体的な取組内容
1 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組																					
①洪水氾濫を未然に防ぐ対策	・県が管理する一級河川(指定区間)及び二級河川について、洪水による浸水被害を防止するため、「ひろしま川づくり実施計画」に基づき、洪水・高潮による社会経済被害の最小化に向けた計画的な河川整備を実施。	継続実施	県	実施中						実施中	実施中	継続実施						継続実施	継続実施	【広島県】ひろしま川づくり実施計画に基づき、洪水・高潮による社会経済被害の最小化に向けた計画的な河川整備を実施。 【呉支所】堺川水系内神川において河川改修事業を実施中。	
	・平成30年7月豪雨で異常洪水時防災操作を行った呉市の野呂川ダム、野呂川及び中畑川では、必要となる洪水調節容量及び河道配分流量を河川整備計画において決定の上、土砂や流木の対策も併せた水系の抜本的な改修を計画的に実施。	継続実施		実施中							実施中	継続実施								継続実施	【広島県】計画的な実施 【呉支所】野呂川水系野呂川及び中畑川において河川改修事業を実施中。
	・河道が本来持っている流下能力を確保・維持し、浸水被害を軽減するため、「河川内の堆積土等除去計画」に基づき、一定規模の洪水により河川背後地において床上浸水被害が発生するおそれのある箇所などの浚渫工事などを優先して実施。	継続実施		実施中							実施中	継続実施								継続実施	【広島県】管理基準に基づき対策が必要な箇所の浚渫工事などを実施し、引き続き河道が本来持つ流下能力の維持・確保を図る。 【呉支所】黒瀬川水系、二河川水系、堺川水系及び野呂川水系において、浚渫工事実施中。
②水害対応タイムラインの共有・周知	・洪水予報河川及び水位周知河川において、河川の洪水時に住民、市町、県がとるべき行動を時系列に沿って整理し作成したタイムラインを、関係機関と共有・周知。	継続実施	県市町	実施中	実施中	実施中	実施中	未実施			継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	実施予定なし					【呉市】市民等への周知を継続。 【竹原市】タイムラインについて、自治会を通じて住民等へ周知。 【東広島市】市民等への周知を継続。	
	・毎年出水期前に開催する水防等連絡会において、水害対応タイムラインを再確認。	継続実施		実施中	実施中	未実施	未実施	未実施				継続実施	継続実施	実施予定なし	実施予定なし	実施予定なし					【呉市】毎年度、出水期前に実施。
③洪水浸水想定区域図・ハザードマップの作成・周知	・中小河川における洪水浸水想定区域図を作成し、県建設事務所等での閲覧、ホームページへの掲載により公表。【令和3年度から順次作成・公表】	実施済	県	完了																【広島県】洪水ハザードマップの作成支援。	
	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図や中小河川における洪水浸水想定区域図を基にした水害ハザードマップを作成し、印刷物の配布、ホームページへの掲載等により住民等へ周知。【洪水浸水想定区域図の作成状況を踏まえて検討】	随時	市町(県)		完了	未実施	完了	未実施				対応終了	検討中	対応終了	実施予定なし						【竹原市】想定最大規模降雨によるハザードマップは作成していない。
	・小・中学校を対象に想定される浸水深や実績の浸水深を示した標識を設置する「まるごとまちごとハザードマップ」に取り組む。	R3~	県市町	実施中	未実施	未実施	未実施	未実施				継続実施	実施予定なし	検討中	実施予定なし	実施予定なし					【広島県】計画的な実施。
④避難確保計画の作成・確認	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図や中小河川における洪水浸水想定区域図に基づき、市町の避難計画(避難所や避難場所など)を見直し住民等へ周知。【洪水浸水想定区域図の作成状況を踏まえて検討】	随時	市町(国)(県)		実施中	未実施	実施中	未実施				継続実施	検討中	継続実施	実施予定なし						【竹原市】想定最大規模降雨によらない洪水浸水想定区域図に基づき避難所を見直し住民等へ周知している。
	・応急的な避難場所として、商業施設や高層ビル等を活用している市町の事例を情報共有。	R2~	市町(国)(県)		実施中		未実施	未実施				継続実施		実施予定なし	実施予定なし						【呉市】先行事例を参考に、防災計画に活用する。
	・国管理河川における広域避難体制の構築についての先行事例などの情報を共有。	R2~	国県市町	未実施	実施中		未実施	未実施				継続実施	継続実施		実施予定なし	実施予定なし					【呉市】先行事例を参考に、体制に活用する。
	・国が作成した「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引」等を対象施設に周知。	継続実施	国県市町	実施中	実施中	実施中	実施中	未実施				継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	実施予定なし					【竹原市】引き続き、対象施設に周知。
	・地域防災計画への要配慮者利用施設の指定状況や施設における避難確保計画の作成状況等について情報共有。	継続実施	国県市町	実施中	実施中	実施中	実施中	未実施				継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	検討中					
	・関係機関と連携して、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を支援。	継続実施	国県市町	実施中	実施中	実施中	実施中	実施中				継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	検討中					
⑤洪水時におけるホットラインの実施	・洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町と県建設事務所(支所)において、河川情報に関するホットラインを実施。	継続実施	県市町気象台	実施中	実施中	実施中	実施中	未実施	実施中	実施中	実施中	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	実施予定なし	継続実施	継続実施	継続実施	【広島県】出水期までに各建設事務所及び市町のホットラインを整備する。 【竹原市】河川情報に関するホットラインを実施。 【呉支所】呉支所長→呉市長へ直接連絡される体制を構築。 【東広島支所】6河川(11水位観測所)において実施中。	
	・市町長と気象台長及び市町防災担当者と気象台担当者において、気象情報に関するホットラインを実施。	継続実施	県市町気象台	実施中	実施中	実施中	実施中	未実施	実施中			継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	実施予定なし	継続実施				【広島県】年度初めに各市町と調整。 【竹原市】県にて連絡体制等を確認。 【呉支所】毎年度呉市担当部署と連絡体制を確認。
	・毎年出水期前の水防等連絡会においてホットラインの連絡体制や伝達内容を再確認。	継続実施	県市町気象台	実施中	実施中	実施中	実施中	未実施	完了	実施中	実施中	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	実施予定なし	継続実施	継続実施	継続実施		

取組事項		実施時期	実施主体	R4の取組状況							R5以降の取組予定							備考				
項目	取組内容			広島県	呉市	竹原市	東広島市	大崎上島町	気象台	東広島支所	呉支所	広島県	呉市	竹原市	東広島市	大崎上島町	気象台		東広島支所	呉支所	具体的な取組内容	
⑥住民の避難行動を支援する防災情報の提供	・洪水予報河川及び水位周知河川等において、「広島県河川防災情報システム」により水位等の観測情報を提供。	継続実施	県	実施中							継続実施											
	・河川防災の出前講座、避難訓練、広報誌、広報番組等により「広島県河川防災情報システム」等の周知、防災情報メールへの登録促進。	継続実施	県	実施中							継続実施									【広島県】河川の出前講座の実施		
	・「防災気象情報の伝え方に関する検討会」の提言を受けた防災気象情報の改善及び提供。 ・安全知識の普及啓発。	随時	気象台					実施中								継続実施				【気象台】「防災気象情報の伝え方に関する検討会」の提言に加え、「洪水及び土砂災害の予報のあり方に関する検討会」の提言も踏まえた防災気象情報の改善及び提供 【気象台】広島県と連携した防災教育の実施 令和4年度は以下の事項について実施 ・線状降水帯予測情報提供開始 ・キキクル「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合 ・大雨特別警報(浸水害)の指標の改		
⑦避難行動に資する基盤等の整備	・新たに開発した簡易型水位計等の設置により、河川の防災情報の更なる充実・強化。	継続実施	県	実施中							継続実施									【呉支所】堺川、内神川、中畑川、大谷川、高田川で設置済み。		
	・簡易型河川監視カメラの設置により、河川の防災情報の更なる充実・強化。	継続実施	県	完了							対応終了									【呉支所】黒瀬川、野呂川、中畑川、二河川、堺川、大谷川で設置済み		
⑧防災教育や防災知識の普及	・不動産関連事業者に対して、研修会等の場において水害リスクに関する説明を実施。	継続実施	県	未実施							継続実施											
	・小中学校等を対象とした河川防災の出前講座、避難訓練等において、水害対応タイムライン、水害ハザードマップや「ひろしまマイ・タイムライン」等を活用して、洪水時の住民の対応を周知。	継続実施	県市町	実施中	実施中	実施中	実施中	未実施				継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	実施予定なし					【広島県】河川の出前講座の実施 【竹原市】小中学校での出前講座や避難訓練等において、ハザードマップを用いて住民対応を周知。	
⑨内水対策協議会等の開催	・東広島市域を対象として、県と市が役割を確認し、分担して対策を行うことで浸水被害を軽減することを目的とし、総合的な治水対策協議会を開催。	継続実施	県市町	実施中				未実施	未実施		継続実施			継続実施	実施予定なし		継続実施					
2 水防活動の効率化、水防体制の強化																						
①水防体制の確認・強化	・毎年出水期前の水防等連絡会において、県と市町間の水防連絡体制を再確認。	継続実施	県市町	未実施	実施中	実施中	実施中	未実施			完了	実施中	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	実施予定なし		継続実施	継続実施	【竹原市】県との連絡網を確認。 【呉支所】毎年度、出水期前に連絡体制を確認。	
	・毎年出水期前に、市町ごとに消防団(水防団)との連絡網及び連絡内容等を再確認。	継続実施	県市町	実施中	未実施	実施中	実施中	完了					継続実施	実施予定なし	継続実施	継続実施	継続実施					【竹原市】水防団(消防団)との連絡網の確認。 【大崎上島町】出水期までに連絡網を整備。
	・毎年出水期前の水防等連絡会において、洪水予報河川及び水位周知河川における危険箇所等を再確認。	継続実施	県市町	実施中	実施中	実施中	実施中	未実施					継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	実施予定なし					【竹原市】関係機関による水位周知河川等の危険箇所の確認。
	・出水時の河川巡視や排水作業にあたる作業員の安全確保(退避)の考え方を整理し、情報共有。	継続実施	国県市町	実施中	未実施	未実施	未実施	未実施			実施中			継続実施	実施予定なし		実施予定なし		継続実施			
	・消防団(水防団)員の募集、自主防災組織・企業等の参画を促すための広報を実施。	継続実施	市町(県)		実施中	実施中	実施中	完了							継続実施	継続実施	継続実施	継続実施				
②水防資機材の情報共有及び相互支援	・毎年出水期前の水防等連絡会において、各機関で備蓄している水防資機材の保管場所、内容及び数量等を再確認・共有。	継続実施	国県市町	実施中	実施中	実施中	未実施	未実施			実施中			継続実施	継続実施	継続実施	実施予定なし	実施予定なし		継続実施		【竹原市】消防団において水防資機材の、内容及び数量等を確認。
	・毎年出水期前の水防等連絡会において、国や県が所有する排水ポンプ車等の水防用機械を非常時に利用する場合の手続き等について再確認。	継続実施	国県市町		未実施	未実施	未実施	未実施			実施中						実施予定なし	実施予定なし		継続実施	検討中	【呉市】必要に応じ排水ポンプ車の派遣を要請。 【呉支所】R5年度に排水ポンプ車供用予定。
③河川管理者等による堤防の点検・監視の実施	・堤防について、河川管理者が「堤防区分の評価」と「河川背後地の社会的評価」による重要度を踏まえた区分を設定し、点検を実施。	継続実施	県	実施中							実施中	実施中	継続実施						継続実施	継続実施	【呉支所】区分区分により点検を実施(点検頻度を区分ごとに毎年～4年で設定)	
	・浸透・浸食により堤防機能に支障及び変状が生じる可能性が高い区分(重点監視区分)について、水防警報(出勤)の発表時などから監視を開始。	継続実施	県	実施中									実施中	継続実施								【呉支所】黒瀬川において、重点監視区分を設定し、毎年度監視業務を実施中。
	・堤防の状態確認や防災情報の共有のため、県と市町の合同点検を実施。 【平成29年度から検討、順次実施】	継続実施	県市町	実施中	未実施	実施中	未実施	未実施			未実施			継続実施	実施予定なし		実施予定なし	実施予定なし		実施予定なし		

取組事項		実施時期	実施主体	R4の取組状況							R5以降の取組予定							備考			
項目	取組内容			広島県	呉市	竹原市	東広島市	大崎上島町	気象台	東広島支所	呉支所	広島県	呉市	竹原市	東広島市	大崎上島町	気象台		東広島支所	呉支所	具体的な取組内容
④関係機関が連携した水防訓練等の実施	・水害対応タイムラインを活用するなど、多様な関係機関、住民等の参加による実践的な水防訓練を実施。	継続実施	国 市町	実施中	未実施	未実施	未実施	未実施				検討中	実施予定なし	実施予定なし	実施予定なし	実施予定なし					
	・河川防災ステーションを活用し、国、県、市町職員及び消防団(水防団)等を対象に、河川情報や気象情報の把握や水防工法など水防に係る研修を実施。	継続実施	国 市町	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施				継続実施	実施予定なし	継続実施	実施予定なし	実施予定なし					【広島県】水防工法講習会の実施
	・毎年出水期前に水害対応タイムラインや水害ハザードマップ等を活用し、避難場所や避難経路及び危険箇所などを確認するなど、住民参加による実践的な避難訓練を実施。	継続実施	市町		実施中	実施中	実施中	未実施				検討中	継続実施	継続実施	継続実施	実施予定なし					【竹原市】地域による防災マップの作成を支援するなかで、住民が避難経路や危険箇所を確認。
3 浸水を早く解消するための排水対策																					
①排水ポンプ車の運用	・国と県で連携して排水ポンプ車の全県的な運用を実施。(県有排水ポンプ車:西部1台、東部2台、三原支所1台)	継続実施	国 市町	実施中	未実施	未実施	未実施	未実施		未実施		継続実施	検討中				実施予定なし	検討中		【呉市】必要に応じ排水ポンプ車の派遣を要請。 【大崎上島町】必要に応じて要請。 【呉支所】R5年度に排水ポンプ車供用予定。	【竹原市】市では、令和4年度に可搬式エンジンポンプを3台購入し、運用を開始済。
4 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水既納調節機能と情報の充実																					
①事前放流の実施	・ダムの治水協定に基づき、関係機関と連携した事前放流の実施、必要に応じた運用の見直し。	継続実施	県	実施中						実施中		継続実施									【広島県】治水協定に基づき、事前放流の実施及び必要に応じた運用を見直し。
②ダムの放流情報に関するホットラインの実施	・ダム下流の市町と県建設事務所(支所)において、ダムの放流情報に関するホットラインを実施。	継続実施	県 市町	実施中	実施中	実施中	実施中	未実施		実施中	実施中	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施			継続実施	継続実施		【広島県】必要に応じた運用の見直し。 【竹原市】ダムホットラインを実施。 【呉支所】野呂川ダムで緊急放流の恐れがある場合には、呉支所長→呉市長へ直接連絡される体制を構築。
	・毎年出水期前に水防等連絡会においてホットラインの連絡体制や伝達内容を再確認。	継続実施	県 市町	実施中	実施中	実施中	実施中	未実施		実施中	実施中	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施			継続実施	継続実施		【広島県】適切な実施。 【竹原市】ダム管理事務所との連絡網の確認。 【呉支所】毎年度、関係機関を集めて「連絡調整会議」を開催し、連絡体制等や伝達内容等を再確認。
③施設の強化	・大規模停電時の電力喪失のおそれのあるダム(予備発電機の運転可能時間が72時間未満のゲート操作を行うダム)について予備発電機の運転可能時間を延伸するよう改良。	継続実施	県	完了						完了	実施中	対応終了									【呉支所】野呂川ダムにおいて、予備発電機の改良工事(燃料タンク増設)を実施。

要配慮者利用施設における避難確保 計画の作成状況について

広島県土木建築局道路河川管理課

避難確保計画作成の義務化について

○要配慮者利用施設の「避難確保計画作成」及び「避難訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正(H29.6)により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、**避難確保計画作成・訓練の実施が義務化**されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表される場合があります。
- ・令和4年9月末時点での全国の要配慮者利用施設(116,178施設)のうち、計画作成済施設は99,149施設(約85%)です。
- ・国土交通省は、**令和3年度末迄に作成率を100%目標としており、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」**を目指していますが、まだ100%には至っておりません。今後も継続的な働きかけをお願い致します。

要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設)

社会福祉施設

(老人福祉関係施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、保護施設、児童相談所 等)

学校

(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校 等)

医療施設

(病院、診療所、助産所 等)

地域防災計画に規定

- ・避難確保計画作成【義務】
- ・避難訓練の実施【義務】

現在の全国進捗状況について(令和4年9月末時点)

水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況

令和5年1月17日

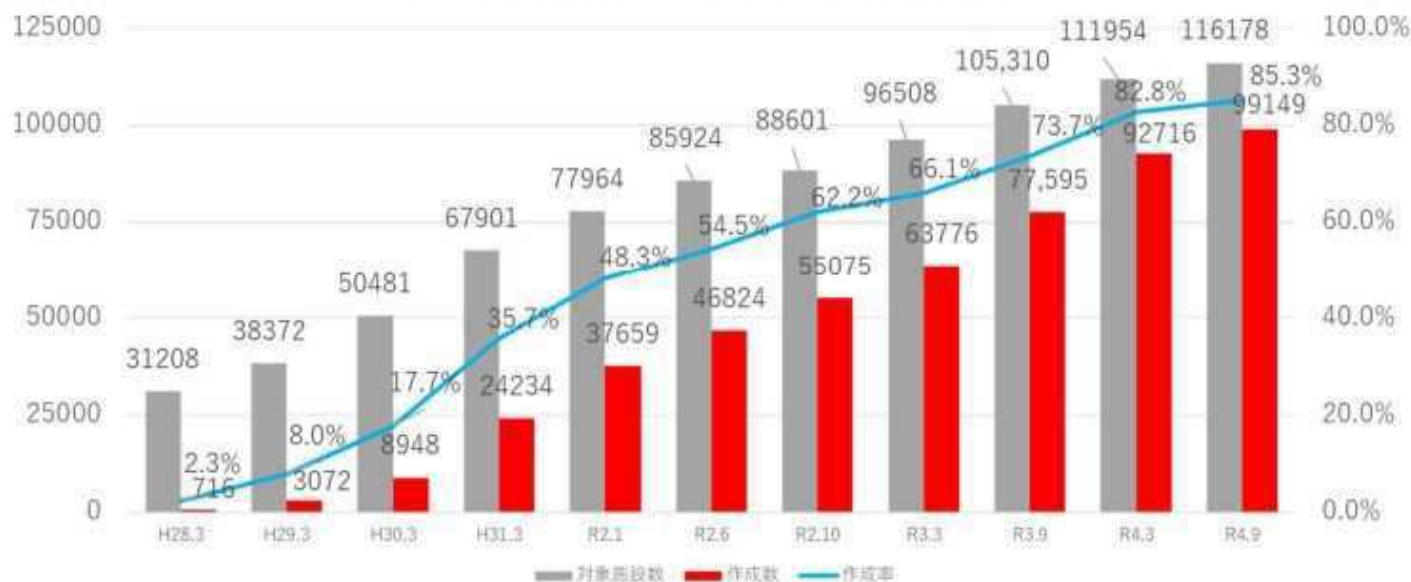
- 令和4年9月末時点で、対象施設※は116,178施設、うち計画作成済みは99,149施設(約85%)。
- 前回調査の令和4年3月末から6ヶ月間で4,224施設増え、作成率は83%から2ポイント増加。

※市町村の地域防災計画に定めた要配慮者利用施設

令和4年9月末時点

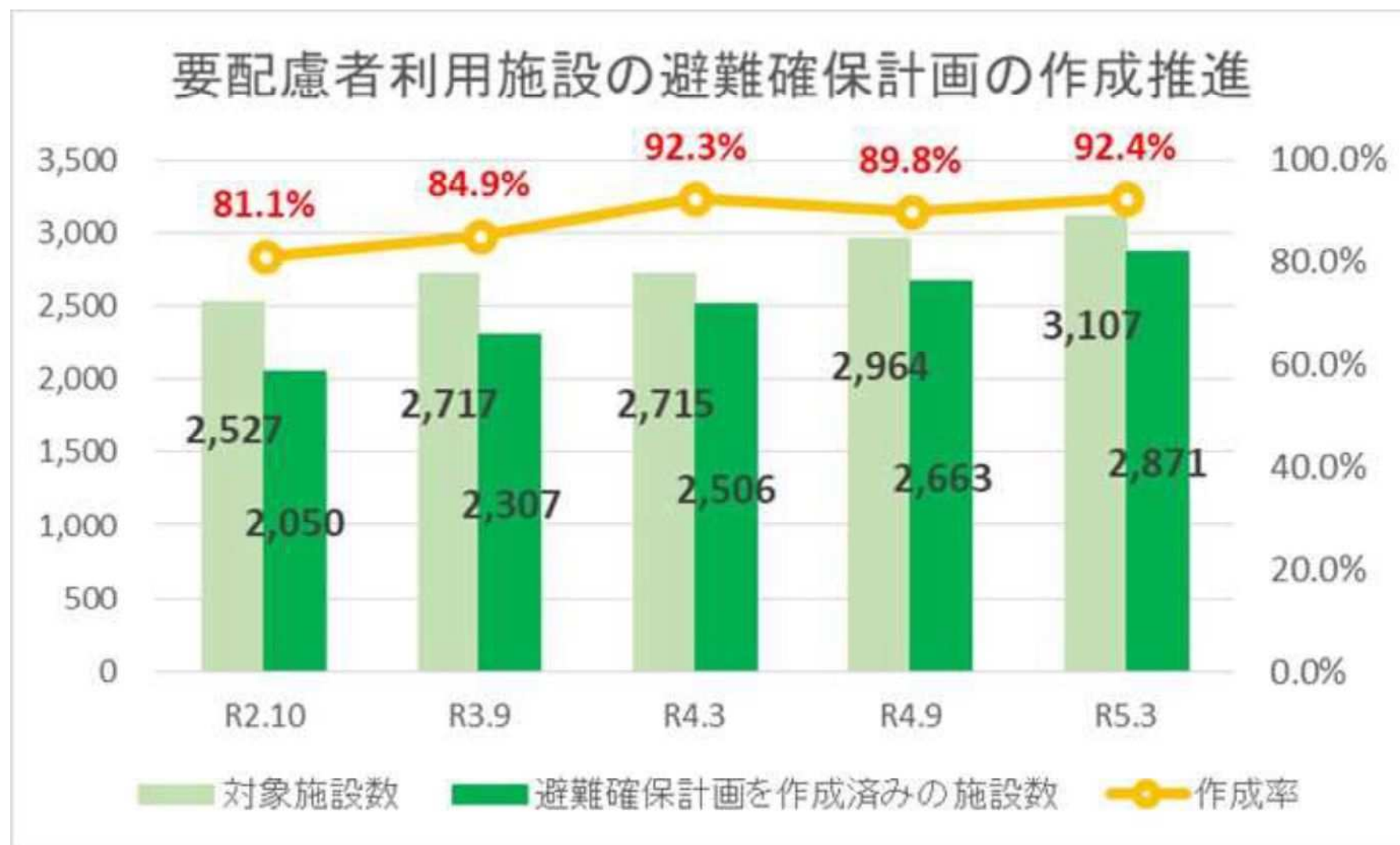
区分	対象施設	計画作成済み	作成率
要配慮者利用施設	116,178	99,149	85%
うち社会福祉施設	94,782	80,972	85%

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推移



県内の避難確保計画の作成状況について(令和5年3月末時点)

- 令和5年3月末時点で、県内の対象施設は3,107施設、うち計画作成済み施設は2,871施設で全体の92%です。
- 前回調査時から半年間で、策定率は増加しています。



避難確保計画の作成状況について

- 令和5年3月末時点での作成率100%の市町は次のとおりです。
- 今後も関係部署等で連携して、避難確保計画の提出に向けて継続的な働きかけをお願いします。

避難確保計画の作成率が

- 100%の市町 : 広島市、呉市、三原市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町
- 100%未満の市町 : 竹原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸太田町、北広島町、世羅町
- 該当施設のない市町 : 江田島市、大崎上島町、神石高原町

避難確保計画作成支援動画

「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

- 避難確保計画を作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtube.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省YouTube】



要配慮者利用施設における避難確保 計画の作成状況について

広島県土木建築局道路河川管理課

避難確保計画作成の義務化について

○要配慮者利用施設の「避難確保計画作成」及び「避難訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正(H29.6)により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、**避難確保計画作成・訓練の実施が義務化**されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表される場合があります。
- ・令和4年9月末時点での全国の要配慮者利用施設(116,178施設)のうち、計画作成済施設は99,149施設(約85%)です。
- ・国土交通省は、**令和3年度末迄に作成率を100%目標としており、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」**を目指していますが、まだ100%には至っておりません。今後も継続的な働きかけをお願い致します。

要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設)

社会福祉施設

(老人福祉関係施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、保護施設、児童相談所 等)

学校

(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校 等)

医療施設

(病院、診療所、助産所 等)

地域防災計画に規定

- ・避難確保計画作成【義務】
- ・避難訓練の実施【義務】

現在の全国進捗状況について(令和4年9月末時点)

水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況

令和5年1月17日

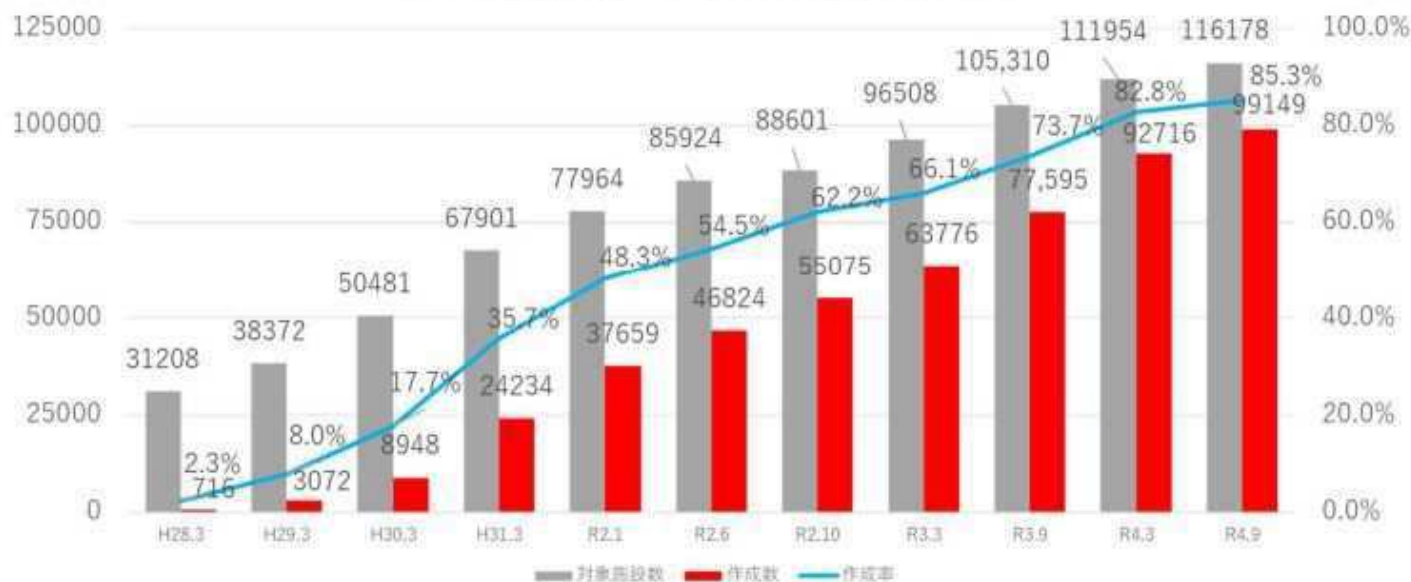
- 令和4年9月末時点で、対象施設※は116,178施設、うち計画作成済みは99,149施設(約85%)。
- 前回調査の令和4年3月末から6ヶ月間で4,224施設増え、作成率は83%から2ポイント増加。

※市町村の地域防災計画に定めた要配慮者利用施設

令和4年9月末時点

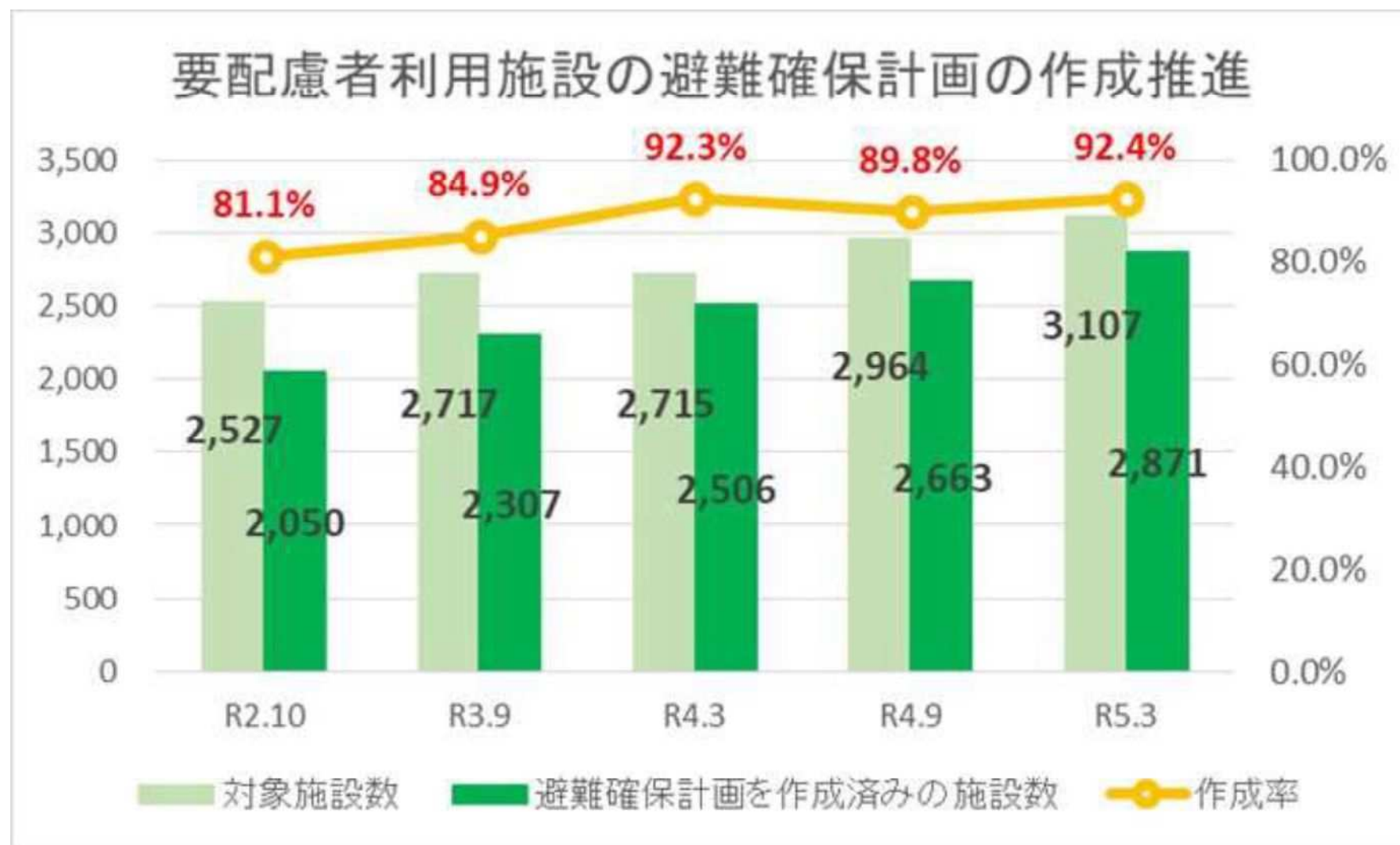
区分	対象施設	計画作成済み	作成率
要配慮者利用施設	116,178	99,149	85%
うち社会福祉施設	94,782	80,972	85%

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推移



県内の避難確保計画の作成状況について(令和5年3月末時点)

- 令和5年3月末時点で、県内の対象施設は3,107施設、うち計画作成済み施設は2,871施設で全体の92%です。
- 前回調査時から半年間で、策定率は増加しています。



避難確保計画の作成状況について

- 令和5年3月末時点での作成率100%の市町は次のとおりです。
- 今後も関係部署等で連携して、避難確保計画の提出に向けて継続的な働きかけをお願いします。

避難確保計画の作成率が

- 100%の市町 : 広島市、呉市、三原市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町
- 100%未満の市町 : 竹原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸太田町、北広島町、世羅町
- 該当施設のない市町 : 江田島市、大崎上島町、神石高原町

避難確保計画作成支援動画

「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

- 避難確保計画を作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtube.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省YouTube】

